

月例総会議事録

- 1 召集日時 平成29年 5 月18日（木）
- 2 開会日時及び場所
平成29年 5 月18日（木） 午後 1 時45分
防府市役所 1 号館 3 階南北会議室
- 3 閉会日時 平成29年 5 月18日（木） 午後 4 時00分
- 4 委員氏名

(1)出席者（23名）

（2 番）池田 静枝 （3 番）國澤 雅彦 （4 番）田中 強 （5 番）中山 哲
（6 番）井元 均 （7 番）吉本 典正 （8 番）木原 伸二 （9 番）古谷 修造
（10番）兼石 勝博 （11番）田村 正信 （12番）石田 卓成 （13番）伊勢 治美
（14番）松永 博禎 （15番）鹿角 清美 （16番）池田 圭介 （17番）和西 宗忠
（18番）内田 成男 （19番）三輪 栄一 （20番）高橋 金次 （21番）中川 竹彦
（22番）行重 延昭 （24番）湯面 芳恵 （25番）藤井 伸昌

(2)欠席者（1 名）

（23番）岡村 幹男

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	中谷 純一
〃 事務局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書 記	中司 朱美

6 提出議案及び報告事案

議案第23号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第25号 農地転用事業計画変更承認申請について（期間変更）

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第27号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による協議について

報告第34号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第35号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第36号 農地法第 1 8 条但し書きの規定による合意解約について

報告第37号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第38号 現況証明書の発行について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

9番 古谷 修造委員

10番 兼石 勝博委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから5月の月例総会を開催いたします。

本日の月例総会に欠席の連絡ありました委員は、23番、岡村委員でございます。

出席委員は過半数を超えておりますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き議長として議事の進行をお願いいたします。

○藤井会長

(挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、9番、古谷委員さん、10番、兼石委員さんのお二方です。どうぞよろしくお願いします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第23号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第23号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されており、5件が所有権の移転で、1件が使用貸借による権利の設定です。目的は、規模拡大1件、新規就農1件、農業経営開始が2件、耕作便利が2件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○17番 17番、和西です。議案第23号について説明いたします。

本件は、———は平成14年から新規就農で施設ハウスといいますかイチゴを作っていました。現地は———という所ですが、譲渡人の——、もともとこの土地で、——が譲り渡したいということで、——が譲り受けられたわけでありまして。農地法第3条の第2項について1号から7号まで許可要件をすべて満たしているということで、よろしいと思います。

営農計画につきましては、別紙に書いてあるとおりでございまして、本人が本気でやってくれるか

なと思います、皆さん方の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 議案第23号の2番について説明します。農地法第3条による所有権移転の許可申請です。

場所は、県道————より東、約200mのところでは。

5月7日、現地確認と聞き取りをいたしました。譲渡人の————に話を聞きましたところ、今までは————に耕作・管理等をお願いしていましたということで、農機具等は全然ありませんということで、これから先は農地の管理が大変難しくなってきましたということで、今回、————に譲渡の話をしたところ、もらいましょうということで受けていただきましたということでした。

それと、5月の8日に、譲受人の————に資料を送りました。長年耕作を————のほうから借りて営農をしてきましたので、特に問題なく、近くに兄がおりますので、一緒にやるということで、問題なく譲り受けることにしましたということでした。

それから、農地法第3条2項の各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明をします。

まず、1号の全部効率要件については、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみての農地の全てを、効率的に利用できると思われます。

2号、3号については、該当しておりません。

4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う従事日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

5号の下限面積要件ですが、満たしております。

6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので、転貸禁止要件に該当しません。

7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業用の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たすと判断します。皆様方の御審議をお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、鹿角です。議案第23号3番について説明します。農地法第3条による所有権移転の許可申請です。

先ほどの2号と一緒に、場所は、——と近くの場所に当たります。——より東へ200mのところ。5月7日、現地確認と聞き取りをいたしました。譲渡人——より話を聞きましたところ、農機具等ありませんし、——に耕作を、管理を今はお願いしていたところということです。草刈り等で管理していますが、だんだん困難になってきましたということで、今回は、——以外の——に申請地の譲渡の話をしました。——の自分の土地の近くに申請地がありますので、それでは譲り受けましょうということで、了解をいただいたということでした。

それから、5月8日に譲受人の——に話を聞きました。——より譲渡の話があり、自分の土地に隣接していることや、まだ息子が手伝ってくれるということで、それではということで譲り受けることにしましたということでした。

それから、農地法第3条の2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率要件について、譲受人は耕作要件、農機具の管理状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号及び第3号は、該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作をされるので、禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回は権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を全て満たしていると判断します。皆様方の御審議お願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 私のほうから一つ。これは、2番の土地と、これはほぼ並びか間に入っているから、基盤的にはそんな感じですね。年齢から見る限り、——が十分お若いので、かなり彼のほうがまとめて受けてもらったほうが効率的なんじゃないかと思うんですけども、その辺のところの話は出て

いなかったでしょうか。

○15番 ちょうど農免道が真ん中走って、それで左右に分かれた感じで、———が右としたら、この右側に自分の土地があって、そこに———の土地があるので、隣接しているということで譲り受けましょうと。反対側、———のほうは、今まで耕作していたので、それではということで。———だけということにならなかったらしいです。

○藤井会長 わかりました。

ほかに御意見ないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、可決、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○14番 14番の松永でございます。第23号の4について説明申し上げます。

新規就農みたいな感じになるんですが、なかなか本人と連絡がとれなかったものですから、今日午前中にやっと会うことができました。———という方で、今、———で、———の前のほうを、よその田んぼ2反ぐらいあるでしょうね。それを借りて野菜を本気で作り、———ですよね。それを本気でやられておりました。それで、不動産屋の仲介で、———という方の持っておられる土地を、———の仲介で買うことにしたと。もう私も土地が欲しくて仕方なかったという話でした。

場所は、———のずっと奥の山の中といいですか、周りにはソーラーが建つか、イノシシが出るかぐらいの所です。4月19日に、ここはもう長年作っていない所でして、事務局と会長と現地確認を行っております。もう一部山に近い所もあったんですが、主だった所は、昔、果樹園だったんだなという、クリの木がありまして、そこを主体に、そばに雑木林もあるということで、本人の言われたことを言いますと、そこを今からきれいにして、シイタケ、ブルーベリー等を植えて、クリは今のを生かしていくんだという話でした。奥さんと二人暮らしらしいんですが、それぞれシイタケはシイタケの専門といいですか、仲間がいるらしいんですよ。それで、ブルーベリーもその仲間で、みんなで作るんだという話でした。そして、鶏もそこで500羽ぐらい飼ってみたいという話でした。それをどこに出荷するかといいますと、ここに書いてありますように、スマイルほうふに生産者が持ち込んでここで売ると。結構はやっていますよということをおられました。

それから、ここにありますが農機具なんですが、草刈り機とチェーンソーと軽トラックは本人が持っておられるんですね。右側のほうの3台は、これは全部借り入れということで、どこの方ですかと聞いたら、———と言われるんですね。午前中もう時間がありませんので、見に行くことができません。

るので、電話で本人につないでいただきまして、もう私がこの機械を持って手伝いに行くんだというお話をされておりました。その人のお名前は—————という方です。だから、本人は下限面積が足りないわけですがけれども、新規就農をすごく喜んでいらっしゃると思いますので、現地が—————の奥のほうの山に近い所ですから、これがまた将来転売するような所でもないもので、この辺で第3条の許可基準には該当するのではないかと私は考えましたが、皆さん方の御理解よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第23号の5番は、所有権移転の申請でございます。現地確認及び申請者への聞き取りを5月16日に奥様からしましたので報告いたします。

現地は、—————の南西50mぐらいのところと、—————の駐車場のすぐ北側の2か所です。—————は高齢で脳梗塞を2回なされており、それでも近所に迷惑をかけてはいけないと、トラクターで耕うんし管理をしていらっしゃるんですが、このたび長男の息子さんである—————が、27歳なんですけど、この方が家族で——市から帰られ、屋敷に家を建てられることになったそうです。そして、耕作を本人が希望され、使用貸借による権利の設定をしたいとのことです。水稻を計画しておられ、これまで耕作してこられていましたので、ほとんどの農機具はそろっていますが、コンバインは当面近所の親戚で借りる予定だそうです。また、JA防府とくちへの出荷を計画されています。これまでも農作業を手伝っていらっしゃいましたが、祖父に指導を受けながら、一連の作業を夫婦で行うとのことです。

農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率要件について、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当いたしておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、みずから耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、可決、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、鹿角です。議案第23号の6番について説明します。

農地法第3条による所有権移転の許可申請です。場所は、———の東側へ約200mのところです。

5月8日に現地確認と聞き取りをしました。まず、譲渡人の一人の———が———のほうにいらっしゃるということで、実家へ行きまして、父親の———にお話を聞きました。今まで———が農地の管理をしていて、毎年この田んぼを管理していたということでした。毎年管理していくことが難しくなってきたものがあり、このたび———に譲渡の話をして、その話を受けてもらうことになりましたと言われました。

同じく5月8日に、譲受人の———に話を聞きました。資料の11ページにありますように、もう自宅の近くでの営農というか、野菜を作り営農したいということが書いてありますが、同じようなことを言われておりました。農機具等については、11ページのそこにありますように、近所の方に、———に貸していただくということになっているというふうに言われました。当面農機具はそのうちということで、購入する予定とか言われておりましたけれども、繁忙期とかあれば、近所の方に手伝ってもらおうということ言われておりました。今まで田んぼをやったことは、野菜も作ったことないようなことを言われておりましたけれども、どうにかやっていくということ言われました。

もう一人の譲渡人の———については、連絡がとれませんでしたので、問題等何かありましたら、行政書士の———のほうへ連絡してくださいということでした。

そういうことで、農地法第3条第2項の各号の農地の移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率要件について、譲受人は耕作要件、農機具は保有していないということで、どうにか利用するということで作れるんじゃないかということですが、ちょっと難しいかな。

第2号、3号は該当しておりません。

4号の作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う必要がある日数については従事することが

見込まれると思います。

5号の下限面積要件ですが、満たしております。

6号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作される、または近所の——やってもらうということで、要件については該当しません。

7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保には支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思います。皆様方の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいでしょうか。

○14番 ちょっといい。

○藤井会長 どうぞ。

○14番 14番の松永ですが、これだけの面積を買われて、農機具がないというのもおかしい話じゃないですか。今まで購入予定とか、人のものを借りるにもきりがあるでしょうし。

○藤井会長 今の御意見いかがですか。やったことがない、忙しいときには近隣の農家の応援をお願いする、道具は近隣農家から借りるって、近隣の人とどういう付き合いされているのか知りませんが、皆さんの考えはいかがでしょう。どうぞ。

○21番 ちょっとお聞きしますが、実は、私もこの案件にはちょっと疑問を持っているんです。農機具も何にもなしで、近所の人が援護するということらしいですが、今、——地区でそういう要件で土地を4反ぐらい買った人が、もう大藪になっているんですよ。それで、毎年水を上げる行事があるんですが、それまでには草を刈って、近所の人水が上がっても簡単に上げるようにしなさいという、私はもう毎年言うんです。毎年言うことを聞かない。それで、もうとにかく野菜を植える、野菜どころか、草が生えまくって、何かそういうことをやる方がその近所にもいるんです。だから、これを許可すれば、十分後々管理をきちんとしてもらわないと、今、——地区で基盤整備をやるかというときに、そういう荒れた土地があったら困るわけです。ですから、もしこれを許可すれば、行く行くその管理をよくしてくれと。それで、もし管理ができなければ、また何かの方法で農業委員会が言いますよというような強い気持ちで行かないと、もうあの辺は荒れ放題。それで、——の下はまた4、5年前にそういうことで許可して、担い手だからということでお願いをしたんだらうと思いますが、全くその若い者がなっていないわけだ。それで、一番困るのは、秋の稲が実るころに、草刈れと言うから草刈りましたと言うんだけど、その刈る時期が、今ちょうどカメムシが飛んで稲のほうへ来る時期にかかるんです。そうすると、その周りの田んぼ、うちも5、6反あるんですが、全部カメムシがついている、中川さん持って帰って、農協から電話があるんです。これは何でかということ、やっぱりその周りの土地の管理が悪いんですよ。それで、その周りの人もやかましいけど、どこへ相談したらいい

かわからない。この辺は非常に困っているんです。その第2弾、3弾が上のほうでそういうことになるかもしれないし、もしなったときには、農業委員会が強く是正を求めるということの条件が必要ではなかろうかと思います。ただ、今、基盤整備もおそらく入りますので、片方が大荒れに荒れて、基盤整備はやる。ちょっと何かおかしいような感じになりますから、新しい就農者ですから、今あえては言いませんが、もしそういうことであれば、しっかり野菜を作っていただいて、野菜を集荷するような方法でひとつ管理をしていただきたいというのが私の願いです。だから、前回も、今4段ばかり下が荒れておりますが、当初は野菜を本気でやって、もうやりますよと。最後には、お前らが水をあてるから、畑にならないじゃないか。こう言うんですよ。話にならないわけです。だから、水利組合長やら、けんかはするなと言うけど、それはやらないとわからんのですよ、本人。それが若いうちにあるし、私もできるだけ前の草も刈ってやるんだけど、それに甘えているんじゃないかと思います。行く行くその地域も、今、基盤整備の方向に走っておりますが、本人は賛成、やりますというふうに出ておりますが、まあ3年、4年どういうふうになるかわかりませんが、やはりそれだけの、草が生えた後の管理、ましてカメムシが発生したときの稲の状況等々、今、近所の人は相当悩んでおります。それで、中川さんどうしたらいいかと、農協へ頼んで、ちょうどそのころにカメムシのヘリコプターで消毒してもらったらどうかという提案をしましたが、やっぱり農協へ頼むということになれば、ある程度の金額も要りますし、その人が草をちゃんと管理してもらるのが先じゃないかということです。

以上です。

○藤井会長 それでは、今の御意見を含めて、この案件どうしたらいいですかね。どうぞ。

○20番 20番、高橋です。これ、2反あまりですよ。それで、農機具はない、倉庫もない。水稻もやられる。借りていたら、乾燥とか米をどこかに保管しないといけないとか、全体的にやるんだったら2反で今実際にやっておられる人は、やめていこうかというくらいの規模ですよ。それで、やられるということなので、そういう全体的なことを思うと、どういうふうに運用されるのかとかです。土地が安いから2反でも買えるんだろうと思うけど、もっと土地が高かったら、こういうものは出てこれないと思うんですよ。安い金で2反作って入るから、百姓でもやろうかというような、そんな気分になっても不思議はないと思うんだよね。今、会長が言われたように、どうしますかという答えにはなっていないんですけども、心配ですよ。これが、新規就農で農大とか出て今からやるという人と違いますからね。だから、やってもらったらしてあげたいけど、実際にやられたら、もういろんな倉庫とか場所とかなないと、何もできない状態ですよ。その辺、本人さんによく言ってあげて。
(発言する者あり)

○藤井会長 今、委員さんの説明にもありましたように、何とかなるだろうから、あんまり意欲というか、はっきりした目標があるように感じ取れないんですけども、その辺のところを含めて、今回許

可してちゃんと一生懸命やってもらうようにするのかどうか、皆さんの御意見を聞かせてください。

○21番 ですから、新規就農だから、判定はしないけどね。

○14番 多少なりとも高額な農機具は買わないにしても、草刈りとか中古のトラクターとか頼んでい
ますとか予約していますとかというくらいの話があってもいいと思うんですよね。

○21番 ですから、今私が言ったのは、新規就農で新しくなれると、やるということに対しては、
反対はしません。どうぞやってくださいと。ただ、今皆さんが言っておられるように、鋤くのは、ト
ラクターで鋤くのか耕運機で鋤くのかわかりませんが、近所の————へ行って、借りて、そ
れでやると。それで、草刈りじゃなく起耕だけをやって、あとは、さっき言いましたように、草刈り
機もない、何もない、それは近所の者が出ていって援護すると言えばそれまでですが、許可をされて、
せっかく66歳の方が就農でやろうかということですので、私はそれを潰す気はないんです。ただ、
後の管理をきちっとやってくださいよと。じゃないと、今、——の下で問題になっているような状況
になるんじゃないかということなんです。

○藤井会長 ほかの皆さん、いかがでございましょうか。

○7番 ちょっと7番の吉本ですが、いろいろ説明受けたんですがね、営農計画書は営農計画書になっ
ていないですよね。それが一つと、もうチェックシートを綿密にチェックしていくと、やっぱりもう
要件を満たしていないような気がするんですね。表面的なやる気があるだけではいけないし、中川さ
んが言われたように、後のことはやっぱり我々も考えてあげないと。新規就農は大歓迎なんですがね。
ただ、そこをもうちょっと、営農計画を具体的にどうするんだというものをやっぱりある程度出して
もらわないと。ただ農地を安いから買ったというような形になってしまうからね。後のほうに波及す
ると思うんですね、おそらく。だから、もうちょっと計画書をいいものにしてほしい。

以上です。

○藤井会長 私も吉本委員さんの意見に賛成なんですけど、どうでしょうかね。もう1回その辺のとこ
ろを確認してもらおうということで、農機具の分も最小限のものが安く買う予定があるのか、あと、?
?さんにどこまで協力してもらえるのかという確認も含めて、もう1回確認してもらおうということで
保留にさせていただきたいんですけど、いかがですかね。（発言する者あり）

○7番 7番、吉本です。もうひとつは、ここに農業共済へ加入しないとか書いてあるからね。そうい
うことはできないからね。水稻共済へ入っているか入っていないか知らないけど、作付面積によって、
それとか自家消費する予定と言ったって、2反ぐらいの米を1人で食えないよね。今頃は1俵の米も
食えないからね。だから、ここらを具体的にどうするかという将来展望は、やっぱり出されたほうが
いいかな。やっぱり具体的な、こうやるんだなという理解できるしね。応援をしてあげます。

○藤井会長 鹿角さん、御意見いかがですか。

○15番 今はあれですね。——か。聞いたらそのとおりで、ここのぐらひの話しか聞いていないんだ

けど、借りる、そのうち買うという話で、この前、現地確認行ったときは、トラクターできれいに耕うんはしてありました、そこは。多分———か誰かがやられたんだろうと思うんですけどね。大体あの周辺は、ほとんど遊休地が多いんです。今言われた——さんの土地も近くにありますが、これもう1回、何か質問状じゃないけど、そんな資料みたいなものがある。書き方が何かこれはどうですかとかいう、ただ聞いて書いていくのも……。〔発言する者あり〕計画書みたいな書き方を書いてもらっていいんですがね、もう1回。

○藤井会長 吉本委員がおっしゃったように、1号から7号の要件を厳密に見ているか、それにあてはまるかどうかを判断してもらえとは思うんですけどね。もしそれが必要だったら、何か作りましょうか。皆さんの御意見、どうですか。

○22番 えらい遠方の方だか、所有者は。

○15番 今は——のほうにおられるそうです。これの——……。

○22番 実際に耕作はされている田んぼですか。

○15番 いや、されていません。

○22番 されていない田んぼですか。

○15番 はい。その親の人が管理されておる。

○22番 管理だけしていると。

○15番 はい。

○藤井会長 もう1回確認するか、もう今回ここで認めて、ちゃんと———にフォローしてもらうか、どっちかだと思うんですけども。

○14番 きちんとしたほうがいいだろう。農協にやってもらうとかね。秋作業、春作業を全部頼むとか、もうちょっと具体的なことが出ないと話になりませんよね。

○藤井会長 じゃ、ちょっと採決させてください。もうちょっと再調査、再確認したほうがいいと思われる方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。じゃあ全員、賛成多数で、もう一度確認していただくということで、記入の仕方についてはまた考えますので、それですよろしくお願いします。

では、6番、保留という形にさせていただきます。

次に、議案第24号の審議に入ります。事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明します。

議案書の3ページ、資料の13ページからになります。

議案第24号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が15件出されております。転用目的は、漁業用育養施設が1件、資材置き場が1件、自己用住宅が2件、進入路が2件、建て売り

住宅が5件、太陽光発電設備が4件です。

受付番号1は、漁業用倉庫、育養施設です。農地区分は、集団農地面積5.4haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号2は、資材置き場です。農地区分は、集団農地面積0.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3は、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号4は、進入路です。農地区分は、集団農地面積0.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号5は、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号6は、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号7は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号8、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号9は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号10は、太陽光発電設備です。農地区分は、集団農地面積3.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号11は、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積0.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号12は、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号13は、自己用住宅です。農地区分は、集団農地面積3.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号14は、進入路です。農地区分は、集団農地面積3.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号15は、建て売り住宅です。農地区分は、集団農地面積2.5haの農地で、施行規則第45条第2号に該当する第2種農地です。開発許可申請準備中です。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、國澤です。議案第24号の1番は、所有権の移転の案件でございます。

5月の11日の木曜日の午後3時に、田中委員さんと事務局2名で現地の確認をいたしました。営農計画書の13ページを開けていただきまして、その表で、県道の————のあたりから、ちょっと上に向かって大体100m強ぐらいのところに、道寄りなんですけど、左側に位置しておりまして、田んぼが約2反5畝2枚でありまして、2枚で両方で2反5畝ぐらいということで、ちょうど————の線のちょうど間に挟まれたような田んぼでございます。

譲渡人の————は、相続されて、現在は違う所に住んでいらっしやいまして、田んぼの管理とか耕作もできないということで、親がいらっしやるときはお米を作っていらっしやいましたが、その後は管理も耕作もできないということで、現在、見てもらったらわかりますけれども、田んぼを——して、草が生えているだけという状況でございます。

譲受人の————は、一次産業ということで、具体的にはアユの養殖ということで取り組みたいということで、ちょっと隣のところにやながありまして、現場的にはこちら側に近いという非常にいい条件ということで、ここを計画されておりました。そういうことで、条件的にはちょうどいいということで、以上の内容に特に問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第24号2番は、転用目的は資材置き場で、所有権移転の許可申請でございます。

5月11日午後3時半から、事務局2名、國澤小委員長と私の4名で現地確認をいたしました。

場所は、議案書の19ページをご覧くださいませ。————東側の山頂付近でございます。————のあたりからずっと上がっていく道がございます。申請地は荒廃しておりまして、農地としての利用は不可能でございます。現在、どこも耕作しておられません。所有者の————から有効活用してほしいと、————のほうで頼まれまして、碎石再生残土置き場として面積も十分あるということで、活用できるお考えで、譲り受けされることになったそうです。以前、南側を————から購入されており、このあたり一帯を資材置き場として利用されるとのことです。山の上でもあり、耕作者もなく、水利組合ありません。地元委員といたしましては問題ないのではないかと考えております。皆様方の御

審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決、承認いたします。

続きまして、3、4を一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。議案第24号3、4番、自己用住宅の使用貸借による権利の設定と進入路の許可申請でございます。

これも5月11日、市事務局2名と國澤小委員長と私の4名で現地確認をいたしました。その後、5月17日、———にお会いし、事情をお聞きしました。

場所は、議案書の25ページをご覧ください。山陽自動車道の南側で、——の道路の下のほうに当たります。———は親子関係です。現在、息子さんは——のアパートに住んでおられますが、親の家のそばに住宅を計画されました。南に道路があり、当初そこから進入するよう、土地を分けてくださるようお願いに行かれたそうですが、どうしても譲っていただけなかったということで、やむを得ず進入路を計画されました。といいますのも、——の宅地がございますけど、そこが奥様の実家だそうです。それで、お母様が今一人住んでいらして、話がスムーズに進んだとお聞きしました。汚水の処理とかは合併槽で、それから農業用水路に放流されるとのことですが、今回、水利組合の方への相談というのが明記されておきませんので、きちんと水利組合の方のほうへ説明されるよう申し添えました。住宅を予定していらっしゃるすぐ南側のあたりは、市街化区域となっております。

以上の報告ですが、皆様方の御審議をどうぞよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。ちょっと事務局、水利組合のまだ聞いていないのか。

○事務局 水利組合のはなくて、取水者に説明済みということでございます。

○藤井会長 説明済み。

○事務局 はい。

○藤井会長 以上のことをもとに審議に入ります。御意見のある方はお願いします。御意見ございませんか。どうぞ。

○9番 9番の古谷ですが、ここは水利組合、どこが担当しているんですか。

○藤井会長 今事務局言われたように、ないみたいです。

○事務局 水利組合がなくて、周辺の取水者の方に説明をしたというふうに。

○9番 取水者ない。（発言する者あり）

○事務局 ないということはないです。（発言する者あり）

○9番 ないことはないと思うんだけど。

○事務局 一応——土地改良区にも入っていないです。

○9番 入っていないのか。

○事務局 はい。（発言する者あり）すみません。水利組合のことは市役所ではわからないので。（発言する者あり）

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。（発言する者あり）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3、4番、可決、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の吉本です。よろしくお願いします。

それでは、5番と、あと6番も私なので、資料の31ページを見てください。31ページに申請地というのがありますが、その下の次6号で出てきます。

○藤井会長 じゃあ5、6番一括で。

○7番 続けて行きましょう。

それじゃ、まず24号の5について説明をいたします。

今言いました資料の31ページですね。ここは2筆になっておりまして、次のページ見たらわかるんですが、———というのと———という所有の農地を、ずっと耕作していらっしゃいません。保守管理は、農地の草刈りなどはしておられました。今回ここの土地を———ですか、———が建てるということで買うということで、転用のお話がありました。

現地調査、5月10日の10時から、農業委員会の事務局の2名の方と古谷小委員長で現地に行きました。———は、——司法書士さんに書類を作成をしておられたので、ちょっと一部書類の不備があったんで、35ページに被害防除計画書というのがあるんですね。これがあったので、まだ話に行っていないのではないかとということで、——司法書士さんに言ったら、16日の10時に行ったということで話を聞いています。5月の16日です。これが、——にも17日に確認しています。水利組合の担当の方です。ということで、書類はそれで整ったわけですが。

あとは、——と———対面して、今日、午前中に、農地の売却についての確認だけをさせていただきました。今、——も御高齢で耕作できないんだということと、見られたらわかりますけど、もう周囲が全部宅地化しています。宅地化していますので、機械が入らないということで、もう田んぼできないんだということがありましたので、仕方ないなということで。もう現地で古谷小委員長と事務局とも話したんですが、やむを得ないなということで、今回のこの事案については、転用というこ

とで仕方ないかなというふうに現場で協議をいたしました。

続いて、6も合わせて、同じようなのでお話をさせていただきます。

6号のほうは資料の37ページですね。（発言する者あり）はい。これも現場、先ほど言いましたように、さっきと同じだったですね。—————というのがあるんですが、あの東のほう。現地調査を同じく5月10日10時から、事務局の方と古谷小委員長と行いました。

—————さんは、12日に、これは——の業者の方なんですよね。この土地は、御兄弟が3人いるわけですね。—————御長男、—————が妹さん、そして—————というのが、3人の方の名義になっておりまして、—————という方が—————で一番近いわけですね。この方と私が2年ぐらい管理をさせていただいておりましたので、—————と話をして、売却の確認はしております。

そして、同じようにやっぱり周辺が、絵にもあるように、もう宅地化されておまして、ここから池のような状態ですね。したがって、耕作もちょっと困難というので、今回話が合ったんですね。—————のほうの事業者のほうに売却をしたということでお話を確認いたしました。

それで、水利組合のほうは、早めに4月の19日に—————のほうに説明をしているということで、——しております。

以上、2つの案件とも、実は、ここも宅地に早くなるようなところで、人気があるところなんです、仕方ないだろうということで、2件とも現地のほうで協議、確認をいたしました。これの中の意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、6番、可決、承認いたします。

続きまして、議案7、8、9、10を一括上程とさせていただきますので、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番の古谷です。資料の43ページ、今会長より、7、8、9、10、この一括ということで、私もこれを一括で話したほうがいいかなというふうに思っております。

この43ページの、—————、山陽本線をまたいですぐ近く、この場所になります。ブルーでずっと囲んであるのが24号の7、それから24号の8が、県道—————線のすぐそばですね。それから24号の9、これもすぐ隣接しております。それから、ちょっと西側に下がったところに24号の10。そういった形でこの4つがあるわけですが、24号の7、これは保全管理を非常に

よくしてあるんですが、あとのこの一帯は、農地パトロールで非常に問題のある農地でございまして、私の土地も一部この中に入っておりますので、私が世話人として草刈りの対応ということのお世話をしているところでございます。ただ、ここにはもう随分長い間、耕作放棄地になっておりますので、雑木や、あるいはイバラの木が随分ありまして、シルバー人材センターに毎年お願いしているんですが、最初のときは簡単に受けてくれたんですが、作業をやる中で、イバラの木が1本1時間ぐらいかかるということで、最近ではなかなか受けてくれないということで、今困っている地帯の一円の農地でございます。

ここの農地については、5月の10日の日に、事務局の方と兼石小委員長代理さんと私とで現地確認をいたしました。それで、この4つの担当の行政書士さんが同じ方でございます。私としては、いろんなチェックをかけるに当たって問題点が出てきましたので、5月の15日に私の家に来ていただきまして、約1時間ぐらいいろんなディスカッションをさせていただいております。

それでは、7から説明をいたします。

5月の16日に、ここの—————の社長さんと現場にてヒアリングをしております。なお、土地の所有者の—————に数回電話したんですが、留守で対応できませんで、ただ、この土地については、私のよく知った人が、ここの—————という会社が太陽光発電を、—————のこの24号の7のすぐ上の土地があるんですが、これ雑種地があったんですが、そこに—————さんが太陽光の施設をやられたわけですが、そのときの工事をされておられた人、これが私も兼石小委員長代理さんの同級生ということで、よく存じている方ですが、この方に—————が相談されて、この方が—————のほうにこういう話があるんだということを言われたそうでございます。それで話が前に進みまして、—————は、御主人を亡くされてから、ずっと草刈りは本気でやっておられたんですが、私のほうにもきついということで、できれば田を処分したいと、そんなふうな意向を聞いていたところでございます。そういったことで、今回、直接—————とはお話ができませんでしたが、そういった情報を別のルートで把握をさせていただいております。

—————は、資本金500万円、年商2億円の、去年2億円利益があったということでございます。それから、業務内容としては、太陽光発電の工事・販売・売電全てをされているということで、現地行ったとき、—————と、これは子会社かなということで話をしていたんですが、社長が言われるには、子会社でなくて協力会社だということのようでございます。なお、資金繰りについては、某信用金庫の残高証明が提示されており、この案件についての対応は十分できるというふうに判断をいたしております。

また、お手元の資料の47ページの事業計画書、これの申請地を設定した理由というところで書いてありますように、現在は、この田んぼは休耕地であるけれども、また土地の所有者、これは—————ですが、これから依頼があつて、またここは、先ほど言いましたように、太陽光発電の事

業を全てやっております。したがって、これは適地であるというふうに判断をされたようでございます。

それから、49ページの被害防除計画でございますが、これはまた雨水のみでございます。特に問題ないというふうに判断をいたしております。第5条の場合は一般基準と立地基準、この2つの審査基準がありますが、地元委員としては、これをチェックした結果、いずれもクリアしているものと判断しておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

よくわからないですけど、違ったところから同じ会社を通して、こうやって3つも一遍に同じ時期に同じような設計で出てくるというのは、どういったケースでこういうことになるのか。たまたまということはないだろう。

○事務局 多分、間に不動産会社とかが入っているんだと思います。

○藤井会長 だから、間に入っているよね。

○事務局 そうでしょうね。（発言する者あり）

○9番 それと、もう一つ説明をしておきます。

———のところを除いて、———というのは、今説明したところを除いて、あとから説明します———、———、それからその他というのがあるんですが、行政書士のほうから一応説明聞きましたところ、第1弾というのをまず———のところで対応したと。それから第2弾について、これ10であるんですが、———と———の農地を第2弾としてやります。それから、第3弾の計画が既にありまして、実は、私の雑種地、もとの宅地があるんですが、その部分を含めて、この周りの農地を全部、山陽本線がありますが、そこまでどーんとぶつかって全部太陽光にすると。そういうような計画が既に出てきております。それで、それぞれ私の知った人がほとんど農地持っておりますので、その辺どうするのかなということで、話し合いをしようかということにはしておりますが、いずれにしても非常に荒れた土地で、まず復元はできないような状況の農地です。したがって、いずれにしても太陽光発電かスーパー、ホームセンターあたりが来るには、ちょっと活用が難しいかなと。そういう計画があることをちょっと一言伝えておきます。

○藤井会長 ここは農地関係緑になっているんじゃないかと。（発言する者あり）赤じゃないよね。

○9番 私が担当して私が世話して、シルバー人材センターと農業公社とかなり立ち会っておりますので、一応緑にしました。

○藤井会長 ほかに御意見ないですか。どうぞ。

○18番 18番ですが、ここの24号の10のところで、———というお宅が1軒ありますね。こ

れは、この間の農地の中に1軒だけがあるんですが。

○9番 これが……。

○18番 これは誰もおられないのですか。

○9番 おられます。廃品、何というか、クリーンセンターみたいなごみ——があるじゃないですか。
ああいう事業やっておられます。

○18番 住宅がここに1軒あるんですが、住宅がなければ別にいい。このそばの10の案件ですが、
反射熱は大丈夫ですか。

○9番 これは今、———の関係がちょっとある可能性はありますが、裏側にありますので、それで、
一番気になるのは、もっと今、転用許可済みというのが、———という方がお持ちなんです、こ
こも太陽光発電になる予定です。その後ろになりますので。

○18番 転用許可済みも太陽光になるんですか。

○9番 転用許可済みと書いてあるところも太陽光に、農転も済んでいますので、ちょっと私よく確認
していないんですが、ほかの行政書士さんから聞いたら、ここも太陽光になりますよと。

それから、———のこの、24号の9の県道沿いに、またここに土地があるんですが、これは
もう転用も済んだ土地なんです、ここにも、これ後で説明しますが、———が持っておられる土
地です。ちょっと段差があるんですが、農地と、転用された土地ですから、それも合わせて全部。
(発言する者あり) 一円が全部太陽光発電になるというようなことです。すごいです。

○藤井会長 ———やったら、やっぱり権限はないですけども、———にね。

○18番 ———が、これはよっぽど人がいいと。すぐそばに太陽光で、何とも思わないんですか。

ちょうど南側に位置するんですね、この———。お宅は。窓はあるんですね。

○9番 窓がありますね。その辺も確認したけど、これは了解が要ることなんですか。ちょっとその辺
がやっぱり、私も詳しくわからないので、通常農業委員の場合、農地法に関連して……。

○18番 いや、農地法に関しては、了解の必要ないでしょう。

○9番 前に……。

○18番 この人、前にやられたら、文句言われませんか。

○9番 どうですかね。若干影響があるんじゃないかとは思いますがね。

○藤井会長 もうこの許可済みのところ、以前に出ているんですか。

○事務局 出ています。(発言する者あり)

半年から1年ぐらい前だったと思うんですけど、———の社長の所有地なんですけど、借り入れ
て、太陽光発電と資材置き場を設置するというので許可をいただいていますけど、現場見たらまだ
できていませんでした。

○藤井会長 まだできていないの。

○事務局 はい。

○藤井会長 どうも特にそういう権限ないけど、以前からも出ているように、これはほったらかしにしていっていいものかという思いもあるんですけどね。この許可済みのときにそういった話になるかとはちょっと思えないのだけれども、今回その許可済みのやつのほうがもっと影響が大きいわけですからね。そのときになかったんだったら、今さらという感じもするんだけど。

○9番 今の—————が持っておられるのが、極端に言ったら、一番に影響があるのは————。だから、その辺ちょっと、こないだ現地に行ったとき、この————のおばあちゃんと会ったんですが、違うことで大分文句言っていた。————。農家ならある程度わかるんですけどね。農家の方でないから、ちょっとわかりにくいので。

それでは、続いて次を、8、9、ちょっと説明だけしておきましょう。

○藤井会長 はい。

○9番 それでは、8と9は同じ方でございます。太陽光発電設備をやる会社も同じでございますので、8、9は一括して説明をいたします。

この————の社長さんは、実は、先ほど言いました第3弾の対応のために我が家に来られております。あんたのところの宅地は一番奥にあるから、今度これを作ると入るようになるかと、そういったお話をしております。それはいいんですが、一応この————の話と、それから————のほうにヒアリングをしております。————には5月13日にお話をしております。また、————には、5月15日に行政書士のほうから携帯電話を聞きまして、社長のところに直接電話を入れてみました。

それから、説明は、土地のあるところを先ほど説明いたしましたので、まず、————からの関係について説明いたしますと、年商が2億7,000万円程度あるということで、事業とすれば、太陽光発電を含む再生可能エネルギー設備の設計・施工・販売する会社ということで、事務局に確認いたしましたところ、資金繰りの確定資料がまだ整っていないということで、私のほうからこれがないと対応しないということで社長に電話したんですが、実は、今手元にあるというお話でありましたので、すぐファクスで送ってくれということで、私の家にファクスを送っていただいております。それで、一応資金繰りが妥当かどうかという確認をさせていただいております。以上の内容からして、その資金量で十分やれるというふうに私も見ております。

それから、————のほうについては、これは、もともとなかなか農地を手放すということがされなかったんですが、息子さんが今、——に住んでおられますが、家をもうあっちのほうで建てたということで、こっちのほうで農業をやらないということのようございまして、急遽それならもう処分しようということで、前に進めたというふうに聞いております。

もともとの資料の53ページの事業計画、それから59ページの事業計画、全く同じこと書いてあ

りますが、いずれにいたしましても、申請地を選定した理由ということでございますが、これはもと
もと何もないところであります。太陽光で対応するというのであれば、これで一円に太陽光発電の
施設を建てれば、全く影がないような状態のところでは売電事業ができると。条件は非常にいいところ
じゃないかなと思っております。それというのは、これも先ほど言いましたように、第5条の場合、
2つの審査基準がございますが、一般基準、立地基準とも一応私の判断ではクリアしていて、特に支
障、問題はないというふうに考えているところでございます。皆さんの御審議のほどお願いしたいと
思います。

続いて、10番の太陽光設備の関係でございますが、これは——の農地を、——と姉妹で
ございますが、この方の相続で受けられた農地でございます。これを——という方が太陽光
をしたいということで、これについて、実は、ここの農地パトロールで、非常に土地については今ま
でにも問題があつて、ここの地図にも載っておりませんね。——という方のこの転用農地申請と
いうのを、すぐ北側に実家があります。——という家なんです、この方亡くなられて、もう無
人の家になっております。それで、なかなか耕作放棄地で、連絡がとりたかったんですが、この土地
だけとれなかった農地でございます。——は今——にお住まいですが、電話番号がわからないと
いうことで、事務局のほうに確認をいたしましたところ、——は現在入院中ということで、妹さ
んの——、これならわかるよということで電話番号を教えてくださいました。早速——に電
話いたしましたところ、——との関係はどんな関係で、いつからどういう話になったんですかと
いうことを聞きましたら、——で知りませんよということで、それで話を聞きますと、実
は、——さんが来て、その方との話ということでございます。また、この顛末
等についても、もうちょっと詳しく行政書士の方に聞こうということで、我が家でいろいろ聞いてお
ります。そういった中で、いずれにいたしましても、最終的に——にどういう経緯で行ったかと
いうことで聞きましたら、——のほう、今、——は、お手元の資料にも書いてございま
すけれども、既に——一円であちこちで太陽光発電の売電事業をやっておられる方だそうです。それ
で、山口県の——のほうにも時々来て、良い場所はないだろうかということで日ごろか
ら相談があつたそうです。それで、今回ちょうどここがあるからどうだろうかということで紹介した
ら、私のほうで買い取りましょうということで、農地を買って、それでこの売電事業、これをやりた
いということでございます。それならわかりましたということで、一応先ほど言いました2種農地で
もございますし、特に第5条の基準、これから見て問題ないというふうに考えております。皆様方の
御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、審議に入ります7、8、9、10、御意見があればお願いします。ございませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7、8、9、10、可決、承認いたします。

続きまして、11番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の木原です。議案第24号の11について御説明いたします。

———の農地を———が購入し、建て売り住宅を建設したいとする申請です。

5月10日に事務局と古谷委員さんで現地確認をし、———と———の事業部の方にお話を聞きました。

場所は、———の東側境界のすぐそばにあります。———は申請地を数年前に親から相続したのですが、営農する気は全くなく、現在は農機具等も所有していないとのこと。

———の昨年度の実績ですが、開発事業では26棟を販売しており、会社全体の年商は約50億円ということです。

それから、営農への悪影響の有無につきましては、周りはほぼ宅地化しており、支障は特にないと思います。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用しますが、地元の水利組合や農家へ説明されています。このことについてですが、資料73ページを見ていただくと、一部記入漏れがありまして、排水の説明の相手方ですが、平成29年5月13日、——水利組合、———さんです。

報告は以上です。皆さんの御審議よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、11番、可決、承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の木原です。議案第24号の12について御説明します。

———の農地を———が購入し、建て売り住宅を建設したいとする申請です。

5月10日に事務局と古谷委員さんで現地確認をし、———と———の営業の方にお話を聞きました。

場所は、———の東側境界のすぐそばにあります。申請地は長年にわたり休耕していて、———が保全管理してきましたが、トラクターも古くなり、自分も年をとってだんだんきつくなってきたということです。

————は、昨年、隣接する農地を宅地開発していますが、既に完売したとのことです。

それから、営農への悪影響の有無につきましては、既に宅地に囲まれている状況ですので、問題はないと思います。

排水につきましては、雨水は公共下水道につなげます。

報告は以上です。皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、可決、承認いたします。

続きまして、13番、14番を上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。

この場所については、————の少し上に————ってあるんですけど、そこから——川土手のほうに300m程度入ったところですよ。今回、——にお住まいの————29歳の方が自己用住宅を建てようと思い、申請が出ているものです。譲渡人2名あるんですけど、このの祖母に当たります————が82ページの申請地のすぐ右側の宅地に住んでおられまして、今回申請が出ている農地については、もう20年ぐらい耕作できていない、ただ保全管理はされているということでした。

その住宅に入るための進入路、それが————から譲られるわけですけど、3mの幅で道路を作られていく予定です。この————の農地についても、もう10年近く作られておらず、ただ保全管理はきちんとされていて、この近所に住んでいらっしゃる御兄弟が管理だけはしてくださっているということです。

現地確認のほうは、5月11日、松永小委員長と事務局の方と一緒に視察しました。そして、一昨日、————と————のほうに、————のほうについては電話でお話をお伺いしたところですよ。今後もちっと耕作できる見込みはないということと、ちょうどこの隣が祖母の家があるということで、どうしてもここに建てたかったということで、地元委員といたしましては問題ないかなと思います。

あと、水利組合の説明が抜けていて、事務局から催促されているということだったんですけど、その後どうになりましたでしょうか。

○事務局 5月15日に、——土地改良区の————さんに説明したということで出てきてます。

○12番 はい、承知しました。それでは、特に問題はないと考えますが、皆様方の御審議をよろしく願います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13、14、可決、承認いたします。

続きまして、15番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の木原です。議案第24号の15について御説明いたします。

——、——の農地を——と——が購入し、建て売り住宅を建設したいとする申請です。

5月10日に事務局と古谷委員さんで現地確認をし、——と——、それと——の営業の方にお話を聞きました。

場所は、——より西へ500mぐらいのところにあります。——は自分で、——は近所の方に頼んで保全管理をしていたとのことでした。

——の実績は、先ほど12号でも報告したとおり、売り上げを伸ばしています。今回は規模が大きいため、——と共同で販売しているとのことでした。

それから、申請地の周辺はほとんどが休耕田なので、営農への支障は特にはないと思います。

排水につきましては、汚水は合併浄化槽を利用しますが、地元の水利組合や農家へ説明されています。

報告は以上です。皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、可決、承認いたします。

続きまして、議案第25号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案書7ページから8ページに内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第25号につきましては、農地転用事業計画変更承認申請が5件提出されております。番号1から5番まで同一の申請人で、建て売り住宅での転用許可を受けたもので、工事期間が延長になったため期間延長を申請するものです。転用目的についての変更はありません。

なお、それぞれの許可年月日につきましては、番号1につきましては平成25年5月17日付、番号2につきましては平成26年11月28日付、番号3につきましては平成27年2月6日付、番号

4につきましては平成27年3月31日付、番号5につきましては平成26年2月4日付で許可を受けたものです。

御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 この件に関しまして、地元委員さん、何か説明の必要があればお答えください。

○7番 ありません。

○藤井会長 それでは、御意見のある方はお願いします。

○14番 売れ残ったということですか、結果として。

○事務局 売れ残ったということですね。

○14番 そりゃ売れないだろう。

○事務局 まだ売れていないと。（発言する者あり）

○14番 これだけの開発をやっていて、何年か前にもありましたよね。1年ぐらい前に。私も行ったんですが。5件あるんですけど、完売しないと事業やっぱり……。完売しないでも次はやっぱり認めるようになるんですかね。

○藤井会長 前のときも御意見があってから、事務局の説明ではそれを止めることはできないという。

○14番 法的にできないということがありましたけれども、期間延長を出せば、こうやって融通がきくというのは、何か承知できないのですけども。

○藤井会長 この変更届がどの程度、どういう形なら認められるか何かあるのか。

○事務局 どういう形ならというのは、特にない。先月、——が建て売り住宅の申請を出していたんですよ。先月出てきた時点で、じゃあ今のところできていないものはどれだけあるのかというのを精査させて、もしできていないのであれば、延長申請をしろということを出させた。県のほうも、まあこの会社だけじゃないですけど、ちょっと警戒しているので、先月の——の許可に当たっては、なぜ遅れているのかとかを詳細に説明した文書を別に付けさせましたが、おっしゃっているように止めるということができないので、じゃあ過去の分はどういう状況なのか、どうやっていつまでに終わらせるつもりがあるのかというのを、前回許可のときに申請させたというか、一筆書かせた分を延長としてここに掲載していると。これはこれでまた今月県の方に持っていこうと思っています。

○藤井会長 例えば、この延長の期間が長いもの短いものあるんですけども、その設定を業者が勝手に決められるということ。

○事務局 期間延長に関しては、具体的に書類を付けるとかそういうことがないので、一筆いついつまでに何で遅れていて、今後はこういうふうにしますからということで書いてもらって、期間延長は通常の許可が2年間なので、そもそもですね。最大2年間なんですよ、農地転用の許可というのが。なので、期間延長に関しても、延長を出すんだったら、許可を得て2年たってできていないから、その2年目の日から2年間はもう1回延長させましょうということになっているので、ここに今上がっ

ている分は4年間で、番号1の分に関しては、既に1回期間延長を行っている2回目の期間延長なので、次が認められれば6年間ということになります。

○14番 今新聞紙上でも、何か家が飽和状態というのがありますよね。資金繰りはどうなんですか、この——は。

○事務局 資金繰りですか。

○14番 うん。

○事務局 農地法のこの申請のときには、全体の資金繰りというのは確認するすべがなく、例えば、先月の建て売り住宅の申請のときに、建て売り住宅の申請に見合っただけのものを持っているかというような確認はします。案件ごとには確認するようになっているんですけど、会社としてどういう状況かというのは、ちょっとそこまでは調べられないです。（発言する者あり）

○14番 14戸分の土地が残っているわけですよね、5件で。

○事務局 はい。ここにあるのは、あくまで建て売り住宅で2年経過した結果、売れていない分なので、2年以内でまだ事業進行中というものもほかにあります。

○14番 ああ。いや、それはわかるんですけど、また出てきたら、また次許可するのかなと思ってね。

○事務局 次に——が建て売りを出したとき。（発言する者あり）

○藤井会長 1のやつが今回は2回目だけど、これも認められる可能性は当然認めざるを得ないですね。

○事務局 期間延長に関しては、回数の制限というのがなくて、変な話、何回でもできるということにはなるんですけど、当然今回2回目の延長なので、もっと厳格に何かしら追加で出させたりとかができるかなとか思って、模索しているところです。

○4番 だから、ちょっといいですか。私、きょう何も言わなかったけど。前にも私いろいろ意見言ったことがあるんですけど、スタートが間違っているんですよ。行政ですから、県の職員も市の職員さんも変わるわけ。一番スタートは何かといたら、私どもも会長も和西さんも来るんだけど、最初のスタートは、調整区域に認めるのも、建て売りを認めているんだけど、そこでやって完売したら次を認めようというのを、次から次へ認めるからこういうことになるんです。（発言する者あり）だから、私が何回か立場でも言ったことあるんだけど、こういう形が出てくるんですよ。また3年たって、4年たって売れまसेんで、どんどん。だけど、次をまた認めるわけです。だから、一番趣旨の目標のスタートは何かと、その地区に住宅がどうしても要るんだと。例えば、——地区にA社ならA社がこれだけ要るんだと言ったら、そのA社についてを認めると。だけど、完売しないと同一地区で次を認めませんよとやらなかったから、最初のスタートのときには、それは認めないということに確かっていたはず。だけど、それを次から次にやって、いつの間にかうやむやになって、行政は担当が変わったから、もうそういう書類はないなんて言う。最初、調整区域に家を建てる時の内容もなくなっている。こういうことになるんです。これ、どんどんまだ続きます。一旦許可したらこういうことに

なるんですよ。だから、最初が肝心だったんだけど、残念な点だけど、2度目の時期のときからこうやっているんです。だから、今さら認めないわけにはいかないんだけど、同じ地区でどうしても必要であるなら、それは認めるんだけど、今回は何か——にたくさん残っているのを、また——に出すわけですよ。業者が違えばいいんですよ。同じ業者が出すのは、それは認めちゃ絶対いけないですよ、続けて。完売しない限りは。それを認めるからこういうことになるんです。だから、私はだめだめだと言うんだけど、これがずっとまた重なっていく可能性がありますよね、こういう状態が続けばね、と思います、私は。

以上です。

○7番 ちょっといいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○7番 7番、吉本です。今、——地区の話が出ていたんですが、非常に住宅の農地転用を言うんですが、比較的平均的にはよく売れるから業者が集まっているんですよ。このケースは、私も周辺で見ていて気がつくのが2つあって、一つは、地価がやっぱり違うんですよ。聞いて歩いたわけじゃないけど、坪いくらかかね。それで、やっぱり業者が話したかどうか知らないけど、高いところは残るわけなんですね。それと、昔、法律は、建て売り住宅というのはないんですよ。この法律がもう時代にそぐわないですよ。というのが、もう一つのケースは、業者が勝手にモデルハウスみたいなを作って、売れない、買う人が文句を言うわけよね。あそこがちょっと間取りが悪いとかね。ほとんど注文住宅なんです。そう言えば、それと同時に、もう一つは、最初買う田んぼの値段でやっぱり地価が少し変わるのかわからないけど、ばらつきがあって、全体的には売れるんですけど。一つの案で、できれば、私のほうでリストを作るから、ちょっとまだ難しいんですけど、このように2回ぐらい更新するようなら、グレー企業を作って、こうなったら、あんたのところまだ売れていないのに、転用は許可できないぞというのができるのかどうかですよ。ところが、やむなく住宅の要求があるから、転用を我々は農業委員会に図るんだと。だから、完売していないような業者を、やっぱり農業委員会として認めるわけにはいかんよというのをできれば、一つはそういった点ですね。

○14番 できないでしょう。前に私言ったことがあるんですけど、できないと言われた。

○7番 できないと前回話ありましたね。それは法律だから権限はないでしょう、多分。

○事務局 できないということだったと思うんですけど。

○7番 うん。それはありますけどね。

○藤井会長 過去のことは知らないけど、最初のうちは、そういう縛りは付けられるの。

○4番 いやいや、だから、そういうことでスタートしたんだけど、結局うやむやになってしまった。だから、こういうことになる。最初、要するに特区で作っていたと思うんですよ。だけど、これの特区の作り方が、それはいいんです。特区で作っていて、調整区域に建て売りを認めようという。こ

の趣旨の建て売りだったら、今話が出たように家を作って売るんならいいんだけど、ほとんどが区画の変更を出して、区画の変更も今、承認が昔は出ていたんです。今、全然出ないんです。これと同じような書類が出てきていたわけです。建て売りをやめて、自己住宅にみんななる。これが趣旨が違うわけです、実際。だけど、いつの間にかうやむやになってしまう。それで、さかのぼって見つかって、書類がありません、こうですというのがスタートだから、こうなる。これを止めることできないと思います。だから、どこが悪いとかそういうのじゃなくて、一番いいのは、きれいに売ってくれればいいんだけど、防府の人口も増えないことだし、どんどん残る可能性も今から出てくることもあり得るんですね。完売することもあるし、今回でも——にあれだけのもの出てくるし、大変な時期になると思います。だから、農地転用をいろいろ考えなきゃいけない時期に入ってくると思います。

○藤井会長 もし可能であれば、吉本さんも言われるように同じ業者に同一の地区で販売しない限りは、次を認めないというような方向で行きたいと思いますが、ちょっとその辺のところ……。

○7番 ただ、基本に立ち返ると、農業委員会という公的な機関で議決しないと、本来は前へ進めないのですよね。最初に立ち返ると、住宅の需要が非常に多いから、やむなく農地を転用すると、住宅を作りましょうというのが最初のスタートですよね。今は、それが安く田が買えるから、住宅業者がとにかく買えと、安く買ってと、売れりゃいいや、こういうほうが先行しちゃっているんですね。まさに農地がなくなると。

それと、一番問題は、やっぱり担い手がいないという大きな問題ですね。これが裏腹にあって、後ろを見たら誰もついてきていないから、もう進めないということがあるので。やっぱりいつかは基本に返らないと、権限で指導ぐらいはやっぱりしてやらないと、我々の存在意義はないですね。農業委員会だから。そりゃ公的な機関だから。あるいは、開発公社やら外堀埋めたら、もうチェックしてオーケーするんだというのだったら別だけど、本当にやっぱり悪質なところがあると、我々が歯止めしないといけないですね。

以上です。

○藤井会長 その辺のところ、農業委員会でどこまで可能なのか調べてから、また話し合いたいと思いますので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。賛成多数ということで、可決、承認いたします。

続きまして、議案第26号、27号を一括上程させていただきます。対象の方がおいでになりますので、一度退席願います。何名かおられるんですけれども、（発言する者あり）一応確認して……。

○事務局 今、田村さんが出ていかれました。

例えば、田村さんの意見については、田村さんは出られないといけないと思うんですけど、田村さん以外の案件もあるので。

関係者は、自分の案件については発言しないということでお願いします。

○藤井会長 ああ、ご自分の意見に対しての発言は、謹んでいただくということで、退席はなしとさせていただきますと思いますのでよろしくお願いします。（発言する者あり）

それでは、議案第26号、27号につきまして、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

今回、別冊でお送りさせていただきました。右下に追加提出議案と書いてある議案書を御用意ください。それでは、議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。議案書1ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第26号につきましては、平成29年5月26日公告予定の利用権設定の申請が166件提出されております。農地の集積面積は57万7,370.97㎡でございます。内容としまして、166件中、使用貸借の設定が137件、賃貸借権の設定が29件、新規30件、更新91件、再設定が45件となっています。それぞれの計画の内容につきましては、議案に記載してあるとおりでございます。全ての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第27号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。議案書28ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第27号につきましては、県で公告予定の利用権設定が32件になります。内容としまして、議案第26号の番号135から166までについて、公社から貸し付けを行うものになります。

なお、今回、新規の利用権設定の案件がございまして、お手元に配付しております資料で1枚紙表裏にあります議案第26号、番号127（P19から20）と書いてある書類のほうを御確認いただければと思います。1枚紙で表裏で、裏に登記事項証明が書いてある書類になります。（発言する者あり）表題のところに議案第26号、番号127と書いてある書類のほうになります。（発言する者あり）そちらになります。（発言する者あり）よろしいでしょうか。

今回、新規で—————という会社が、利用権設定の申請がありました。その中に、先日聞き取りした内容を記入しておりますが、ちょっと抜粋して、—————という土地所有者の方が亡くなられて、その土地を息子さんが相続されました。ただ———にお住まいということで、その息子さんのいところが代表を務める会社で管理というか、利用権設定を行うこととなりました。同

社につきましては、——で米の生産等々を行っておりますが、防府市では、以前、——が耕作されていた、ブドウやミカンをそのまま引き続きという形で耕作する予定となっております。農作業の従事者というのは、基本的には代表——お一人ということなのですが、新規就農者——などの協力も得ながらということで実施していく予定と聞いております。また、農地所有適格法人でありませんので、下記に示してある３つのポチ、この要件が必要となるんですが、一応所管課のほうで手続がされていることを申し添えます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入りますが、地元委員さんのほうで説明しておきたいことがあれば、まずお聞きしたいと思います。

○１４番 地元委員の１４番、松永です。これは、先日、事務局から資料を渡されまして、それで、すぐ——という会社に電話しまして、——に直接お話を聞いたのを報告いたします。

仕事は、食廃ですね。あるいはリサイクルを主にやっておられます。それと農作業の代行だから、請け負いをかなりされているということで、自宅は——の裏のほうといいですか、バイパス沿いの山手のほうといいですかね。大分開発が進んできて、もう田んぼは私の田んぼしか残っていないというような所だそうです。

——というのは、この亡くなられた——のすぐ下の妹さんになるわけですね。だから、お母さんの実家ということになるんですね。——の息子さん——とは、いとこということになります。——の奥さんは、——のほうの実家だそうで、そこら辺でも請負や秋作業をしているそうです。

そして、今回、——というのは、農協の理事なんかを長年された大変篤農家の方なのですが、これが２月に亡くなられてまして、その後をどうするかということで、では私が何とかやりましょうということになったんですが、何分ミカンもブドウも素人ですので、先ほど話が事務局からありました——、新規就農者がほとんどやっているという感じです。今作業を盛んにやって、これの——の全面的なバックアップは、國澤委員がされておられます。

そして、——という会社は、資本金が１００万円の株式会社でございます。

以上です。

○藤井会長 今の件も含めて、全体として御意見を伺いたいと思います。

○４番 ちょっといいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○４番 ちょっと事務局に、この今の件で、ちょっといいですか。

○藤井会長 どうぞ。

○４番 謄本のコピーが後ろに付いているけど、変更必要じゃない。目的のところに関して。これでいいの。本当は農業経営が入るだろう。第１８条で農業経営だろう。このままでできる。いいの。

○事務局 ちょっと所管課のほうと確認して。

○４番 うん。ちょっと確認してみて、今までは委託とか、要するに代行とかそうなるけど、今度は農業経営、第１８条なんで経営だからね。

○事務局 附帯するという形にも当たりにくいなという感じはしますので。

○４番 うん。だから、ちょっと調べてみて。

○事務局 はい、確認します。

○４番 だから、定款の追加をやってくれと、ここに。５番目に、農業経営と。その点がちょっと——たもんですから、お願いします。（発言する者あり）

○藤井会長 ほかに何か御意見ございませんか。ちょっと目を通してみてください。どうぞ。

○１７番 ２６号の３。

○１２番 地元です。

実際は、息子の———というのがされています。お母さんはない下請けをされています。———、よそに働きに行かれていますので、お母さんの名前になっていますけど、実際は息子さんです、メインでやっているのは。

○１２番 ちょっと事務局に教えていただきたいんですけど、機構を通してないのが相変わらず多いんですけど、農業委員会にいろいろ申請がある場合もあると思うし、農政係にある場合もあると思うんですけど、借り受けする人が登録している人も結構いるんですね。なるべく使うようにとか、誘導したりとかをされていますかね。地主さんにも多少はメリットがあるんですけど。

○事務局 前回その話があった後に、石田委員も行かれたみたいですけど。

○１２番 はい。

○事務局 石田委員も行かれたんですよね。——係長さんか誰かに話されたと思うんですけど。

○１２番 話しましたかね。いろんな話するから、誰に話したか忘れる。

○事務局 ２月ぐらいだったと思うんですけど、あのとき農業委員会からも、担当部署の農業水産振興課には言いました。その結果としてどういうふうに対応しているかというのは、聞いていないんですけど、言っているのは言っています。農業委員会の窓口では受けることがないので、全ておまかせにしているので。（発言する者あり）

○藤井会長 第３条は農業委員会に来るんですか。

○事務局 はい。

○藤井会長 そのときに基盤法のほうを伝えてというようなことは言わない。

○事務局 第３条で貸し借りで基盤法に該当する場合は、基盤法をお薦めしています。第３条の申請よりは手続きについてかなり簡単なので、申請者さん側からしたらどっちでもいいよというようなときは、じゃあ基盤法のほうがいいんじゃないでしょうかというのをお願いして、引き継いだ後は、公社

を設定されるか御本人さん同士でされるかはわかりませんが。

○藤井会長 少なくとも農業委員会でそれをしっかり働きかけていただければと。

○事務局 はい。

また、農林水産振興課のほうと。

○12番 地元の担い手でせつかく機構を登録してもらった人が結構名前が出ているので、あれと思ったので。

○藤井会長 ほかに何かございませんか。

どうぞ。

○11番 11番の田村ですが、今回、中間管理機構があつて、一応登録とかしているけれど、今回、農林公社ですね。農林公社の——さんが、結構動かれているようなあれが進みたいです。

○藤井会長 どこに行かれました。

○11番 中間管理の振興公社ですね。

○藤井会長 中間管理機構の推進員でしょう、——さんて。

○8番 はい、推進員の。

○藤井会長 それがどちらで。

○11番 ——とか、地図を持って結構歩かれたみたいです。

○藤井会長 ああ、そうですか。

○11番 それで結構やろうかという人が増えている。

○12番 ——は今までなかったですね。

○11番 なかったですね。

○藤井会長 いや、前も事務局もやっていたんですよ。農地中間管理機構のこちら担当の推進員さんは、——の——さんという方らしい。私もお目にかかったことないんですけども、ほかの委員さんもお目にかかったことがないと、御存じじゃないかと思うので、連携とらないといけないというのがありますので、ぜひ一回何かの機会にこういうところに来ていただいて、いろいろと教えていただければというふうに思っていますので、近いうちに何とかしたいと思います。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。議案第26号、27号、賛成いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第26号、27号、可決、承認いたします。

続きまして、報告事項３４号から３８号までございます。目を通していただいて何か御意見があればお伺いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長　ないようですので、以上で議案審議を終了したいと思います。

午後４時００分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年 5月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員